

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第44回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成28年2月24日（水） 8時54分～9時18分
於・第1 特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、篠崎 悦子、菅 美千世、
永峰 好美、二村 真理子

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

武田 博之（郵政行政部長）
齋藤 晴加（郵政行政部企画課長）
後藤 慎一（郵政行政部信書便事業課長）
東 政幸（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

（1） 諮問事項

ア 特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに
信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可について

【諮問第1129～1131号】（非公開）

開 会

○樋口分科会長 皆様、おはようございます。本日は朝早くの開催になりまして、誠に申しわけありません。ご参集いただきまして本当にありがとうございます。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。

本日は、委員8名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

また本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、諮問事項でございます「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可について」は非公開にて行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、本日の議事の審議は非公開とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日の案件は諮問事項3件でございます。

それでは、諮問第1129号から1131号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可」について総務省から説明をお願いいたします。

○後藤信書便事業課長 よろしく願いいたします。

資料44-1をご覧ください。表紙をおとりいただきまして、2枚目、こちらが諮問書でございます。諮問第1129号、特定信書便事業への新規参入意思を有します事業者8者について、信書便法に掲げます基準に適合いたしますことから、許可及び認可することにいたしたいので、ご審議をいただきたいと考えております。

別紙1、横長の資料をご覧ください。おめくりいただきまして、1ページ目から4ページ目までが申請者及び提供サービスの概要となっております。ご覧のとおり、関東エリアから3者、古屋運送株式会社、有限会社本澤運送店、渡邊倉庫運送株式会社、それから、東海エリアから2者、タケシマ物産株式会社、濃飛倉庫運輸株式会社、それから、3ページでございますが、近畿エリアからは山下運輸株式会社、賀本海運株式会社、株式会社森井の3者、計8者でございます。貨物運送業から7者、それから港湾運送業から1者となっております。提供サービスの顧客でございますけれども、提供サービスの概要欄にご覧しますとおり、自動車メーカー、ガス会社、精密化学メーカー、電力関連会社などとの関係での取引となっております。

特徴的なところでございますが、資本金の欄をご覧いただきましたとおり、今回も中小から大企業まで幅広い事業者が参入しております。

それから、3ページ、6番の賀本海運株式会社につきましては、2号及び3号の参入ということでございます。名前は海運会社になってございますけれども、顧客は陸の倉庫会社等から差し出される契約書や請求書等について早く確実な送達が求められるという信書便物を取り扱いたいということでございまして、参入ということになってございます。いずれの事業者も事業開始予定日は3月1日、濃飛倉庫運輸株式会社のみ4月

1日の事業開始ということになっております。

以下、別紙2という資料もつけてございますので、そちらもご覧いただきながらご説明をいたしたいと思いますが、信書便法上の3つの要件のうちのみまず1つ目でございます、事業の遂行上適切な計画であるか否かの観点からのご説明を申し上げます。

5ページ及び6ページ、「信書便事業収支見積」をご覧ください。

信書便事業見込収入、こちらは契約が見込まれる方との予定契約額、または顧客へのヒアリングにより得た予定取り扱い通数と、予定平均単価を掛け合わせて算出しております。また、ルートごとの予定契約月額を年間に換算しておるというものでございますが、単価につきましては、顧客の業種とかニーズによりまして、あるいは信書便物の中身そのもの、あるいは利用見込通数、セキュリティ等の手間暇のかけ方等が異なることから若干開きが生じてございます。なお、3号役務につきましては、全て法定要件でございます800円超を満たしておるという状況でございます。

次に、7ページ、8ページ、「支出及び利益の部」をご覧ください。

ご覧いただきますと、真ん中の信書便事業支出の内訳で人件費の欄がございますが、こちらがほぼ共通して大きくなっております。ただ、古屋運送株式会社と株式会社森井につきましては、その信書便物の配送の一部を他の運送会社に委託するというようになっておりますので、同じく支出の欄の中でその他のところに計上がなされておるという状況でございます。

そのほか、信書便事業の営業利益の欄をご覧くださいますと、全事業者においてプラスとなっております。また、一番右側の当期純利益につきましても、いずれもプラスということになっております。これらのことから、事業収支に特段の問題は見受けられませんので妥当であると判断しておるところでございます。

続いて、3時間の役務を提供する事業者がございます。11ページをご覧ください。まず、渡邊倉庫運送株式会社でございますが、こちらは東京23区内において普通自動車で3時間以内の集配を行おうとするものでございます。続いて、賀本海運株式会社ですが、こちらはバイクで大阪市内、それから自転車で大阪市の福島区、北区、西区、中央区において3時間以内で集配を行おうとするものでございます。現地の道路事情等を踏まえまして、実測と、それから交通情報サービスによりまして、配送車両による3時間以内の役務提供が立証されておるところでございます。

このほか、各社から申請がございました役務内容につきましては、大きさ、重さなど、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合してございます。また、経済的な観点から、業務の一部を委託するという場合におきましても、第三者への採択の禁止等がなされておりますので、事業遂行上、適確な計画を有するものであると判断しております。

続きまして2点目、事業計画が信書便物の秘密を保護するために適切か否かという点でございますが、10ページをご覧ください。引受け及び配達の方法でございます。

こちらをご覧くださいますと、各社とも引受けの方法が明確に記載されてございます。また、後ほどご説明いたします諮問第1131号とも関連いたしますけれども、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から引受けることとされてございます。

配達につきましても、その方法が明確に記載されてございます。こちらにも信書便管理規程の遵守義務のある者が配達をして、差出人の指図によって、受取人に直接引き渡す、

または郵便受箱へ投函するなどされてございます。また、業務の一部を委託する場合におきましても、委託契約書におきまして、受託者に信書便管理規程の遵守義務等が課せられておりますので、これらを踏まえまして、事業の計画は信書便物の秘密を保護するために適切なものであると判断しております。

最後、3点目でございます。事業を適確に遂行するに足る能力を有するか否かということでございます。こちら、9ページをご覧ください。資金計画でございます。直近の決算年度におきまして、新規8者ともに債務超過の状況にはございません。純資産の額はプラスとなっております。また、各社とも事業開始に要する資金について全額自己資金による調達が可能である見込みでございます。

なお、古屋運送株式会社につきましては、欄をご覧くださいますと、事業開始に要する資金、

しておるということもございまして、以上、勘案しまして、財政的な基礎は問題ないと判断してございます。

また、後ほどの1131号とも関連いたしますけれども、秘密保護を目的とする信書便管理規程におきまして、信書便管理者の事業場ごとの選任、それから秘密保護に配慮した作業方法などの職務内容も明確に記載されてございますので、秘密保護のための管理体制を整備するための能力もあるものと判断しております。また自動車その他の輸送手段を使用する場合には、必要な許可等も取得済みでございますので、事業を適確に遂行するに足る能力を有するものと判断してございます。

以上をまとめまして、各者とも信書便法の規定に基づく許可の基準に適合してございます。また、加えて、欠格事由に該当しないということも確認しておりますので、特定信書便の許可をすることといたしたいと考えております。

続きまして、資料44-2をご覧ください。諮問第1130号でございます。こちらは、新規参入事業者から許可申請のございました約款、それから、既存の事業者10者から変更認可申請があった約款についてご審議いただきたいものでございます。

なお、先般の信書便法の改正によりまして、一般貨物自動車運送業、または貨物軽自動車運送業を営む者につきましては、標準信書便約款と同様のものを定めた場合は、個別に本審議会における約款の認可を受ける必要がないという制度が創設されました。

例えば、新規事業者の場合で申し上げますと、株式会社森井は違うのですが、それ以外の事業者につきましては、一般貨物自動車運送事業、あるいは貨物軽自動車運送事業を営む者でございますので、標準約款を活用することも可能なわけでございますけれども、今回は事業者の中でタケシマ物産株式会社につきましてのみ貨物軽自動車運送事業の標準約款、今日お手元の一番下に標準約款のみ参考として配布してございますけれども、こちらと同様のものを定めておりますので、このタケシマ物産株式会社につきましては、本審議会における約款認可の対象とはなっておりません。それ以外の事業者が今回対象になっておるということでございます。

資料につきましては、別紙1の1ページ目から2ページ目をご覧ください。こちらが新規参入に係る信書便約款の設定の認可関係の資料の概要でございます。こちらを審査

した結果が別紙2-1でございます。あわせてご覧ください。

役務の名称、内容、それから、信書便物の引受け、配達、転送・還付の条件、送達日数、料金収受の方法等につきまして、いずれも適正かつ明確に定められているものと認められております。

また、特定の者に対しまして、不当な差別的取り扱いをするという規定もないと認められますので、法令上の基準に適合しており、認可することとしたいと考えております。

次に、別紙1の3ページ目以降でございますが、こちらが、既存の事業者から今回変更の認可申請が出てきているものでございます。1号の役務のサイズ、または3号の役務の料金の額の変更に伴うものとなっております。役務の名称及び内容の欄と引受けの条件の欄、こちらに関連する規定がそれに伴って変更になります。

なお、今回申請のありました事業者は、自ら許可を受けている1号、3号の役務の中で顧客ニーズのある部分について、サイズ及び料金の額の変更認可を申請しております。1号役務の変更が、新潟運輸株式会社、株式会社ウィングスマルコー、西京運輸株式会社、株式会社ワーズ、それから1号及び3号の役務の変更が赤帽福井県軽自動車運送協同組合、日本通運株式会社、名古屋合同トラック株式会社、株式会社KSGインターナショナル、サイクルワークスメッセンジャーサービス、沖縄日通エアカーゴ株式会社となっております。

なお、3ページ以降のところでございますが、日本通運株式会社につきましては、この機会に役務の名称そのものも変更したいということでございまして、それに伴う規定ぶりの平仄を合わせる形式変更も今回出てきておるということでございます。

以上のことから、各者とも取り扱う信書便物の大きさの制限の緩和など、法令上の基準に適合しておると認められますので、認可することといたしたいと考えております。

続きまして、最後、資料44-3をご覧ください。諮問第1131号でございます。新規参入者、8者より認可申請のございました信書便管理規程及び既存事業者1者より変更認可申請のございました信書便管理規程について、ご審議をいただきたいと思っております。

まず、別紙1でございます。信書便管理規程の設定等の認可申請の概要、これを審査しました結果が別紙2-1でございます。事業許可におきまして、事業を適確に遂行するに足る能力を有するか否かのところでも申し上げましたけれども、信書便管理者の選任、信書便物の秘密保護に配慮した作業方法、それから事故発生時等の措置、教育・訓練など、事業者の取り扱い中に係ります信書便物の秘密の保護について適切に記載されております。法令上の基準にも適合いたしますので認可することといたしたいと考えております。

それから、別紙1の3ページでございますが、こちらを審査したものが別紙2-2でございます。既存の事業者の変更でございますが、これは日本通運株式会社でございます。これにつきましては、この会社は平成16年に許可を受けておりますが、以来、こういう変更申請に至るような案件がなく、その間、総務省においても平成16年以降、管理規程のひな形や個人情報ガイドライン等改定してまいったわけでございますけれども、許可が古かったため、改定前の古い規定ぶりが残ってございましたが、今般、先ほどの約款の変更認可申請がございましたので、それにあわせて管理規程の規定ぶりも現行

化するという申請があったものでございます。こちらも法令上の基準に適合いたしますので、認可することといたしたいと思っております。

以上、今回許可申請が認められた場合の参入状況をまとめたものが参考1でございます。新規参入が8者、それから廃業が、これは会社自体が廃業なされたということで1者出ておりますので、計470者となります。今回、本日が特定信書便事業の許可の案件としては、本年度最後の審議会となりますが、信書便法の改正の影響もあり、本年度は新規参入が39者となっております。昨年が29者でしたので約35%増えておるとい状況でございます。

以上でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい、永峰委員。

○永峰委員 ありがとうございます。新規参入が今年は29者から39者に増えたというお話がありましたけれども、廃業は昨年何者で、今年は何者なのでしょう。

○後藤信書便事業課長 お答えいたします。昨年も今年も5者となっております。

○永峰委員 業種的に廃業の業者さんの特徴とかはありますか。

○後藤信書便事業課長 基本的には本業のほうがかまくいなくなって、それとともに廃業されたようなケースが一番多いかと思えます。あとは、どうしても中小の事業者さんも多いので、ご高齢になられたとかで、体力的にもうやめようとかそういうことでおやめになるケースが多いと、私としては承知しております。

○樋口分科会長 よろしいでしょうか。

○永峰委員 はい。

○樋口分科会長 そのほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

今回は、先ほども言及されましたが、海運業者から新しい参入があったというところでありまして、業種が徐々に広がりつつあるという特徴が見えました。

よろしいでしょうか。ほかにご意見ございませんようでしたら、諮問1129号から1131号については、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

以上で本日の用意された議題は終了しましたけれども、この際皆様から何かここで言及されることがありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○永峰委員 では、1つよろしいでしょうか。

○樋口分科会長 はい、永峰委員。

○永峰委員 これは私個人にも怪しい変なメールが来たという事例をご紹介したいと思います。最近日本郵政の名前を語ったいたずらメールが頻繁に来るんです。発信元を見ると「. r u」だから、おそらくロシアかなと推測致します。内容としては、「EMSでこういうもの（私の場合は着物や雑誌など）が到着し、お電話差し上げたのですが電話番号が違っていて連絡がつかない。どここの郵便局に連絡してとりに来てくださ

い」といったものです。私の場合は、芝郵便局でした。いかにも怪しいなというのはばつと見てわかります。先日日本郵政のお客さまサービス窓口にお問い合わせしたところ、「いや、何かそういうメールが増えているみたいです」と言っていました。「これに対してどう対処をなさっているのですか」と聞いたのですが、窓口では相談があれば聞いているというだけで、それで終わってしまいました。ほかでもそういう話を聞くことがあるので、おそらくこれは日本郵政だけの問題ではないのしょうけれども、日本郵政と言われるとみんな信用して、変なメールだと怪しんでも開いてしまう可能性もあるので、何か注意喚起を促すようなことを総務省としても考えていただけたらと思います。

○武田郵政行政部長 すみません、ご指摘ありがとうございました。

まさに今、先生がご指摘の点、日本郵政も当然しっかりと把握しておりまして、逐次情報発信、プレスリリース等で注意喚起を呼びかけております。これは別に日本郵政に限らずですが、結構大企業名をかたった悪質なメール、よく見るとドメイン名が本当は違うんですね。そういうのを開けてはいけない、逆に開けてしまったらマルウェアに感染してしまうおそれもありますので、まさに一般的な情報セキュリティの観点からも十分注意を要するというところでございます。

日本郵政は現場を含めて、お客様へのしっかりとした対応、丁寧な対応ができるように、私どもからもいろいろとお話しさせていただきたいと思っておりますし、もちろんこれは政府一体で、まさに、情報セキュリティの観点からしっかりと国民の皆様に対して注意喚起なり、啓発を促していきたいなと思っております。

ご指摘ありがとうございます。

○樋口分科会長 この件は情報通信行政の方で対応していただく可能性もありますね。

ありがとうございました。ほかにもございませんでしょうか。

事務局から何かございますか。

○東情報流通行政局総務課課長補佐（事務局） 事務局からご報告させていただきます。次回の日程ですが、3月28日、月曜日の午後に予定しております。詳細につきましては、別途ご連絡を差し上げますので、皆様方、よろしく願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございました。それでは、本日の会議を終了いたします。本日は朝早くからありがとうございました。

閉 会